

抜 粋

# 系 統 運 用 指 針

平成 30 年 10 月 1 日



四国電力株式会社

- c 送変電設備の設備停止時等において必要な場合，b号の発電機および中央給電指令所からオンラインで調整できない電源Ⅲ発電機を保有する発電契約者間の公平性を確保しつつ，出力調整による軽減効果の高い発電機の出力の調整

**(連系変圧器の効率運転)**

- 5 系統制御所は，1母線故障または連系変圧器（187kV／66kV連系用）1台故障時に次の各号の条件を全て満たしている場合，電力損失の減少をはかるため，連系変圧器を停止することができる。（以下「効率停止」という。）
  - a 供給支障が発生しない。（全停または緊急系統制御装置動作に至らない）
  - b 残り設備の過負荷が許容値以下である。
  - c 軽負荷期などにおいて，継続停止が可能である。

**Ⅱ－3 電力系統の操作**

**(操作指令の分類)**

- 1 電力系統の操作において，遮断器および断路器の開閉を伴う操作指令の分類は，次のとおりとする。  
 なお，保護継電装置および給電施設に関する操作指令の分類も，次に準ずる。

分類	内容
一指令一操作	一指令毎に，一操作を行いその都度確認を行う操作指令
一括指令	一指令毎に，関連する数単位の操作を行うため，3項「一括指令の操作手順」に基づき予め手順を定めておき，その区分毎に確認を行う操作指令
組合せ指令	一指令一操作および一括指令を組合せて，予め手順を定めておき，その組合せ毎に確認を行う操作指令

**(操作指令の適用)**

- 2 系統操作を行う場合，前項の「操作指令の分類」を適用する操作箇所は次による。

箇所区分	
操作指令箇所	操作箇所 (電気所運転担当箇所)
中央給電指令所	系統制御所 阿南変換所 当社以外の電気供給事業者
系統制御所	特高の需要者 当社以外の電気供給事業者 変電センター(直接運転時・注1)
変電センター (変換所含む)	変電センター(直接運転時・注1) (変換所含む)

(注1) 常時は遠方監視制御装置を介して運転している電気所を作業などにより臨時に現地の電気所であらかじめ定められた運転責任者が操作する場合を示す。(県都以外は変電課)

### (操作の実施)

- 3 電力系統の遮断器および断路器等の開閉操作は、操作指令箇所が、当該機器の属する電気所運転担当箇所に操作を指令することにより行う。
  - (2) 系統操作を実施する場合はあらかじめ指令の順序を定めておき、一指令ごとに操作の終了を確認のうえ指令する「一指令一操作」を基本とする。
  - (3) 操作指令箇所は、系統操作を行う場合、事前系統を確認のうえ電気所運転担当箇所に指令する。
  - (4) 電気所運転担当箇所は、操作の実施にあたっては、一操作ごとに確認のうえ操作を行う。
  - (5) 操作指令箇所と電気所運転担当箇所があらかじめ合意し定めている場合は、別表3の「一括指令」または「組合せ指令」による操作を行うことができる。

### (関係箇所への連絡)

- 4 中央給電指令所および系統制御所は、他の系統制御所管轄区域に関する系統操作を行う場合および潮流、電圧などに著しい変動を与える系統操作を行う場合は、原則として事前に関係系統制御所と協議し、必要事項を関係する電気所運転担当箇所に連絡する。

### (系統切替操作)

- 5 中央給電指令所、系統制御所および電気所運転担当箇所は、電力系統の切替を行う場合、ループ切替を原則とし、やむを得ない場合を除き停電切替しない。
  - a ループ切替を行う場合には、系統に大きな電圧、潮流変動を起こさせないように、その両端の電圧、位相差をできるだけ小さい値に調整してループとし、切替終了後はすみやかにループを解く。
  - b 系統切替操作はできるだけ電圧、潮流変動の少ない時期を利用して行う。

### (断路器による開閉操作)

- 6 中央給電指令所および系統制御所は、断路器の操作を指令する場合には、回路の電流を遮断器によって遮断した状態のもとにおいて行う。ただし、系統状況によりやむを得ず電流を開閉する場合は、別表4「断路器の開閉能力判定基準」による。

### (連系変圧器の運転操作の留意事項)

- 7 連系変圧器（187kVと110kVまたは66kVの連系用）の運転方法については、系統制御所が決定し、指令操作前後に中央給電指令所に連絡する。
  - (2) 連系変圧器の充電は、原則として高圧側から行う。やむを得ず低圧側から充電するときは系統切替その他適当な処置をとるなど、電圧変動を極力少なくするよう留意する。

## Ⅲ 給電指令

### Ⅲ-1 給電指令の目的と適用範囲

#### (目的)

- 1 電力の品質を維持し、安定した電力を需要者に供給することおよび保安の確保を目的として、中央給電指令所および系統制御所が、電気所運転担当箇所など関係箇所に指令（以下、「給電指令」という。）する際の基本事項を定める。

なお、給電指令には、機器の運転・操作について人を介せず計算機、自動復旧装置などにより自動的に実施する場合も含む。

#### (適用範囲)

- 2 電力系統の周波数・電圧を適正に維持し、電力輸送設備の潮流を運用限度内に保つため、次の各号は、給電指令により実施する。ただし、人命に係わるおそれ、あるいは故障発生または拡大の懸念があり緊急処置を必要とする場合は、この限りでない。
  - a 需給運用、系統運用に関する次表に示す電力設備の運転・操作を行う場合
  - b 異常気象発生、系統故障発生などで、供給信頼度確保を目的とした作業の中止指令
  - c 周波数維持や設備の過負荷解消などの同期安定性を目的とした電気供給事業者の出力増加、出力抑制、遮断、あるいは需要者の需要抑制または遮断
  - d 託送供給契約者および発電契約者の同時同量逸脱が、夏季重負荷時等に頻繁に発生するなど、需給運用・系統運用に看過できない影響がある場合の託送供給契約者および発電契約者に対する改善指令

項 目	具 体 事 項
(a) 発電機	運転・停止および有効・無効電力調整（以下，有効電力調整を「出力調整」，無効電力調整を「電圧調整」という。）
(b) 主要変圧器 <sup>(*1)</sup>	運転・停止および電圧調整
(c) 調相機器	同 上
(d) 直流変換設備 <sup>(*2)</sup>	運転・停止および直流出力調整・電圧調整
(e) 系統用中性点接地装置	運転・停止およびタップ調整
(f) 送電線	送電・停止
(g) 遮断器・負荷開閉器・断路器	上欄(a)～(f)に関する入操作・切操作
(h) 接地	甲種接地 <sup>(*3)</sup> の付け（入操作），外し（切操作）
(i) 保護継電装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護継電装置の整定変更</li> <li>・装置のロック・ロック解除</li> <li>・保護機能および再閉路機能の変更操作</li> </ul>
(j) 給電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給電施設の整定変更</li> <li>・装置の運転（使用）・停止（不使用）</li> <li>・制御および操作形態の変更操作</li> </ul>
(k) その他	給電指令業務上，特に必要と認められる運転・操作など

(\*1) 連系用および配電用変圧器をいう。

所内用および6kV以下の設備で絶縁用変圧器として設置されたものを除く。

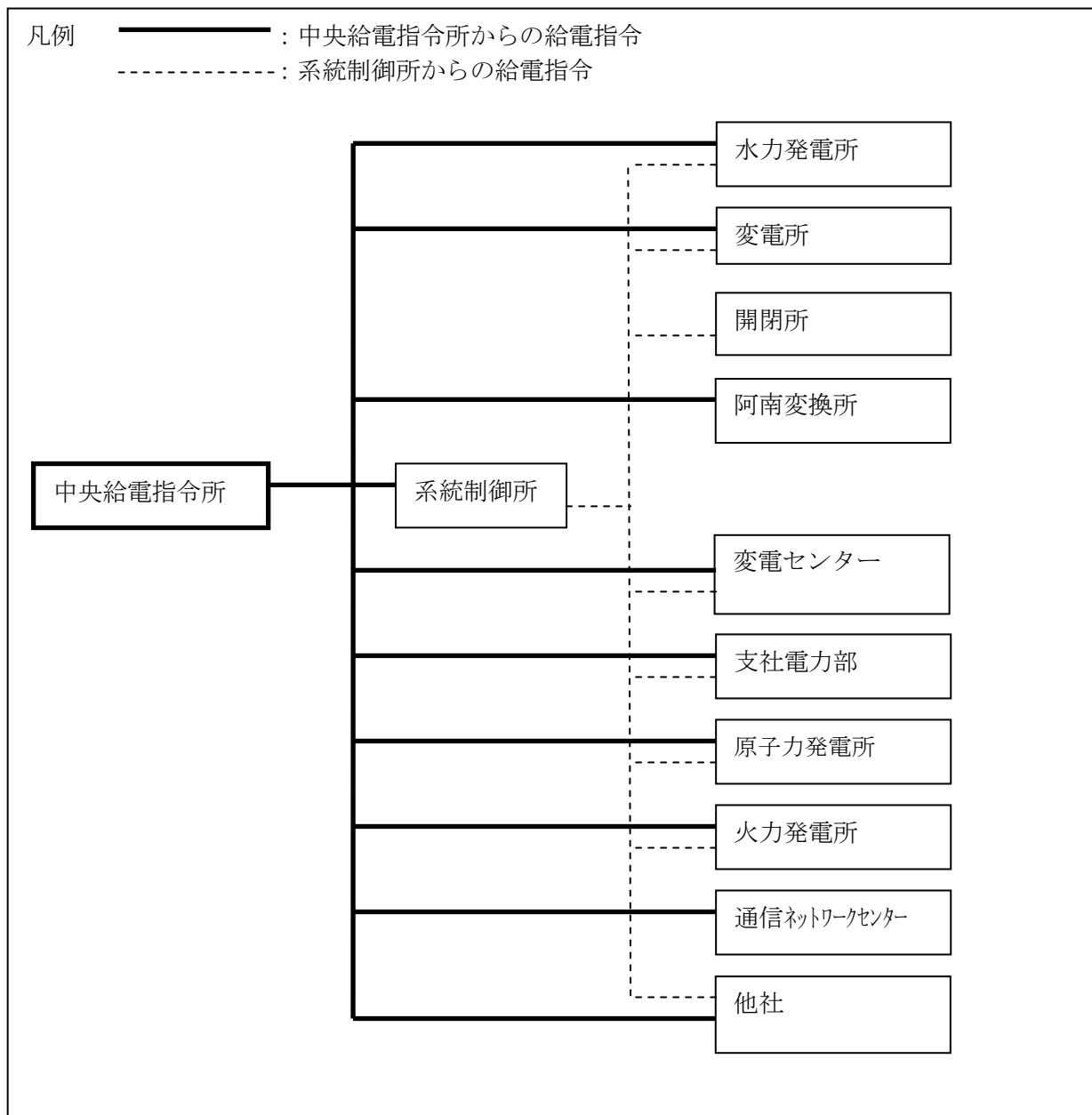
(\*2) 直流設備，調相用変圧器，調相機器および交流フィルターをいう。

(\*3) 作業者の安全を確保するため，電気所の送電線の線路側に付ける接地をいい，給電指令により操作する。

### Ⅲ－２ 給電指令系統および給電指令範囲

#### (給電指令系統)

- 1 中央給電指令所は、需給調整および給電指令を管轄する電力系統の給電指令業務を行うとともに、全系統の給電指令業務を総括する。
- (2) 系統制御所は、給電指令を管轄する電力系統の給電指令業務および変電所、開閉所の運転業務を行う。



#### (給電指令範囲)

- 2 中央給電指令所および系統制御所の給電指令管轄区域は、別表1「電力系統および給電指令管轄区域図」による。
- (2) 系統制御所の給電指令管轄区域のうち、次の各号に関しては、原則として中央給電指令所が給電指令を行う。
  - a 設備停止区分が「中給分」の設備停止に関する事項
  - b 他社との需給運用に関する事項
  - c その他中央給電指令所長が特に必要と認めた事項

#### (給電指令の委譲)

- 3 設備停止区分が「電力分」の設備停止に関する給電指令は、系統制御所長が指定した電気所運転担当箇所へ委譲することができる。

#### (電気所運転担当箇所の自主運転操作)

- 4 中央給電指令所または系統制御所は、電気所の機器の運転・操作で電力系統運用上適切と認められた場合には、あらかじめ必要な条件をつけて電気所運転担当箇所へ自主運転操作をさせることができる。

### Ⅲ-3 給電指令の発受令

#### (給電指令発受令の基本事項)

- 1 給電指令は、電力の品質を維持し、安定した電力を需要者に供給することおよび保安の確保のために、迅速、明瞭、正確を旨とし、受令者は、給電指令の実施を拒否、遅延または指令内容を改変してはならない。ただし、設備保安や人身安全上または設備の運転状況等から問題を生じる懸念がある場合には、理由を付して給電指令の中止もしくは変更を要請することができる。
  - (2) 給電指令は、別表7「給電指令用語一覧表」、別表3「一括指令および操作手順一覧表」に定められたもの、機器の名称および呼称番号が定められているものはこれを使用して行う。
  - (3) 中央給電指令所および系統制御所は、平常時の給電指令による機器操作について、事前に、操作に係わる操作手順書を作成する。  
なお、当該操作手順書の作成にあたっては、関係箇所と操作を必要とする理由、指令種別、指令手順（必要により操作手順）、操作時刻および安全対策について打合せを行い、必要な項目を当該操作手順書に反映する。
  - (4) 平常時の給電指令による機器操作は、原則として（3）で作成された操作手順書に基づき行う。
  - (5) 発電機の出力調整、電圧調整等の操作手順書によらなくても安全かつ確実に操作可能な場合の指令または故障発生時等の時間的余裕がない場合の給電指令による機器操作については、当該操作手順書の作成を省略することができる。

#### (給電指令の発受令)

- 2 給電指令の発受令は、迅速、明瞭、正確に次のとおり行う。
  - a 発受令は、給電指令系統により授受する。
  - b 発受令にあたっては、相互に氏名を明らかにする。
  - c 発令者は、指令の目的、内容を具体的に明示する。
  - d 受令者は、指令の目的、内容を理解し、復唱する。
  - e 発受令にあたっては、その目的・内容等を相互に記録し、発受の責任を明らかにする。
  - f 受令者は、受令後、すみやかに操作を行い、終了後ただちにその結果を発令者に報告する。  
ただし、発電機の出力調整や電圧調整等については、給電指令による操作の報告を省略することができる。
- (2) 故障発生時等の時間的余裕がない場合は、当該の電気供給事業者および需要者に対して実施した給電指令について、その要請に応じて平常運転後に説明する。

#### (機器の呼称番号の制定)

- 3 中央給電指令所または系統制御所は、自所の給電指令管轄区域内の給電指令によって操作する機器について、設備主管箇所より依頼をうけて関係箇所と協議のうえ、開閉器番号を定め、これを呼称番号とする。

### Ⅲ-4 電圧・無効電力制御

#### (電圧調整の基本事項)

- 1 中央給電指令所、系統制御所および電気所運転担当箇所は、系統電圧の目標電圧を定め、電力系統各所の目標電圧の維持および無効電力の合理的配分をはかるため、次の各号を基本として運用する。
  - a 中央給電指令所および系統制御所が定める目標電圧の維持、中でも110kV以下系統の目標電圧の維持を主眼として調整する。
  - b 連系変圧器(187/66, 110kV変圧器)の無効電力潮流は、連系変圧器接続母線の目標電圧の範囲内で極力小さくなるよう調整する。

- c 系統電圧を目標電圧の範囲内で極力高めに保ち、系統電圧と無効電力配分の協調をとり送電損失と系統故障時の電圧低下の軽減をはかる。
- d 地域間連系線に関しては、関連する一般送配電事業者間の了解に基づき、系統電圧または無効電力潮流を分担して調整する。

**(調整方法)**

- 2 中央給電指令所および系統制御所は、電力系統の電圧・無効電力潮流を監視し、需要の時間的変化の予測などにより常に先行制御に努め、系統電圧の適正な維持および無効電力の合理的配分をはかる。具体的調整手段は次による。
  - a 発電機の励磁（進相，遅相）による調整
  - b 変圧器タップ変更による調整
  - c 調相設備（電力用コンデンサ(SC)，分路リアクトル(ShR)，静止型無効電力補償装置(SVC)等)による無効電力の調整
  - d 系統構成の変更
  - e 供給信頼度を確保したうえでの送電線の停止

**(協力依頼)**

- 3 中央給電指令所および系統制御所は、年末年始およびゴールデンウィーク期間，ならびに夜間および休日などの軽負荷時に系統電圧調整上必要がある場合，需要者に対して対応可能な範囲で力率改善用電力用コンデンサの開放について協力を依頼する。

**(目標電圧)**

- 4 中央給電指令所および系統制御所は，需要者に供給する電圧を許容変動内に維持するよう，電気所の目標電圧を決定する。  
 なお，系統電圧の目標電圧の設定にあたっては，次の各号を考慮する。
  - a 系統構成，発電機の配置，調相設備の容量
  - b 系統特性，負荷特性，電圧調整機器の性能
  - c 電力系統設備の許容電圧範囲
  - d 同期安定性を確保できる範囲
  - e 需要者に供給する電圧を許容変動内に維持できる範囲
  - f 系統の適正な無効電力バランスの維持
  - g 電力損失の軽減

(2) 目標電圧の決定

決定箇所	決定範囲	決定方法
中央給電指令所	187kV以上の系統	影響のある需要家や電気供給事業者など関係者と協議のうえ、目標電圧を設定する電気所を選定し、目標電圧を決定する
系統制御所	上記以外の系統 (配電用母線を除く)	同上

(3) 変圧器タップの決定

変圧器タップは，各所の目標電圧，系統構成，所内機器との協調，他の電気所との協調などを考慮し，目標電圧維持に最も適したタップとする。

設備	決定箇所		系統制御所	支社電力部	備考
	中央給電指令所	系統制御所			
発電機用	187kV以上	◎			発電者との協議により発電者が決定しタップ値を設定
	187kV未満		◎		
連系用	500kV以上	◎			タップ値を決定し，該当変圧器の電気所運転担当箇所，保守担当箇所および設備主管箇所へ周知する
	500kV未満		◎		
配電用				◎	

### **(短周期広域周波数調整のための連系線利用枠の確保)**

- 1 2 中央給電指令所は、翌日のエリアの短周期変動分の周波数調整に必要な調整力が不足、または不足するおそれがある場合は、実需給日の前日 1 2 時以降において、広域機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線利用枠の確保を要請する。

### **(短周期広域周波数調整の実施手順)**

- 1 3 中央給電指令所は、広域機関より、短周期広域周波数調整の利用枠の設定を受けた場合は、実需給当日において、当日の短周期調整力の状況を考慮のうえ、短周期広域周波数調整の要否および必要となる利用枠を広域機関に通知する。
  - (2) 中央給電指令所は、広域機関より、最終調整された連系線の利用枠の通知を受けた場合は、当該利用枠の範囲内において、短周期広域周波数調整を実施する。

### **(短周期広域周波数調整のための協力)**

- 1 4 中央給電指令所は、広域機関より、短周期調整力不足または短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量および時間の算出依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を広域機関に通知する。

## **Ⅶ 設備停止**

### **Ⅶ-1 設備停止の基本事項**

#### **(目的)**

- 1 電力設備の作業停止の計画・調整から実施までを円滑・確実に行うことを目的として、設備停止の基本事項を定める。

#### **(適用範囲)**

- 2 電力設備および電力設備に関連する装置の新設、増設、改良、撤去、復旧、補修、点検等の作業などを目的に、電力設備を停止あるいは運用制約を生じさせることを「設備停止」といい、要求、調整、決定の手続きおよび設備停止実施前打合せ、実施決定までの一連の業務について適用する。

なお、設備停止は当社エリアの電力系統、電力設備の次の各号を対象とする。

  - a 発電機（停止、発電制約、ダム水位制約、ダム放流制約）
  - b 母線、変圧器、開閉器、計器用変流器、計器用変圧器、避雷器、および調相設備（停止、運用容量の制約）
  - c 送電線（停止、運用容量の制約）
  - d 電力設備の試充電などで母線および送電線を専有する作業
  - e その他、電力系統運用に影響を与える作業
  - (2) 保護継電装置、給電施設および通信回線を停止する作業で前項の設備停止に該当する制約が生じる場合にも、本指針を適用する。
  - (3) 設備停止に伴い保護継電装置または給電施設を停止する必要がある場合（例：母線用 PD 停止により保護継電装置が不要動作する恐れがある場合など）の手続は、この指針によるが、当該装置の停止による系統保護対策が必要な場合は、整定値決定箇所と系統保護対策について協議する。



**(流通設備停止の区分)**

3 流通設備停止は、下表のとおり分類する。

分類	流通設備停止区分の基本的な考え方
中給分	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央給電指令所の給電指令管轄区域内の設備停止</li> <li>系統制御所の給電指令管轄区域内の設備停止のうち、中央給電指令所長が指定する機器の設備停止</li> </ul>
中給簡易分	<ul style="list-style-type: none"> <li>中給分[決定]の内、給電指令（操作）に影響しない作業</li> </ul>
系制分	<ul style="list-style-type: none"> <li>系統制御所の給電指令管轄区域内の設備停止（中央給電指令所長が指定する機器の設備停止を除く）</li> </ul>
中給協議分	<ul style="list-style-type: none"> <li>系制分のうち、中央給電指令所長が指定する機器の設備停止</li> </ul>
系制簡易分	<ul style="list-style-type: none"> <li>系制分[決定]の内、給電指令（操作）に影響しない作業</li> <li>系統制御所の所属する支社電力部長が指定する機器の設備停止</li> </ul>
電力分	<ul style="list-style-type: none"> <li>系制分のうち、系統制御所長が指定する機器の設備停止</li> </ul>
中給通知分	<ul style="list-style-type: none"> <li>残設備(残系列)異常時に直流送電電力に制約がかかる設備停止</li> </ul>
系制協議分	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力分のうち、系統制御所長が指定する機器の設備停止（中性点接地装置など）</li> </ul>

(2) 中給分に分類された設備停止は中央給電指令所が、系制分に分類された設備停止は系統制御所が、それぞれ設備停止の調整担当箇所として流通設備停止の一般送配電事業者内での調整、流通設備と発電設備の停止協調および発電契約者と調整等を実施する。

(3) 設備停止分類が重複する場合は、原則として上位の分類とする。

**(流通設備停止計画（要求）の承認者、決定者および実施決定箇所)**

4 流通設備の設備停止に関する設備停止計画（要求）の承認者、計画決定者、協議箇所および実施決定箇所は、次表のとおりとする。

分類	設備停止計画(要求)の承認者 <sup>(注3)</sup>	設備停止計画の決定者	設備停止の実施決定箇所	設備停止の協議箇所
中給分	支社電力部長 および当社以外	中央給電指令所長	中央給電指令所	—
中給簡易分	—	中央給電指令所 当直長	中央給電指令所	—
系制分	支社電力部長 <sup>(注1)</sup> および当社以外	支社電力部長 <sup>(注2)</sup>	系統制御所	—
中給協議分	同上	同上	同上	中央給電指令所
系制簡易分	—	系統制御所 当直長	系統制御所	—
電力分	—	支社 電力部長	変電センター (県都以外は変電課)	—
中給通知分	—	同上	同上	—
系制協議分	—	同上	同上	系統制御所

(注1) 系統制御所の所属する支社電力部長を除く。

(注2) 系統制御所の所属する支社電力部長とし、系統制御所管内の他支社電力部要求分を含む。

(注3) 要求の承認は調整案提出時に実施する。

### (設備停止の調整担当箇所)

- 5 支社電力部長は、調整担当箇所を指定する。
  - (2) 調整担当箇所は、支社内の設備停止のとりまとめ、および調整等を行う。

### (設備停止調整の考慮事項)

- 6 設備停止の要求および調整に際し、電力設備の設備停止範囲および時期・期間の調整、計画立案において、次の各号を考慮する。
  - a 設備保全の確保・安全確保
    - ・電力設備の保全・点検周期
    - ・作業条件
    - ・作業員・公衆の安全
  - b 供給信頼度
    - ・潮流
    - ・適正周波数・電圧の維持
    - ・同期安定性
    - ・設備故障時の影響度合と故障対応
    - ・応急復旧時間
    - ・重負荷期や雷・雪・台風などの災害が予想される時期の回避
    - ・関連系統内の重複停止の回避
  - c 電力需給
    - ・需給の均衡保持
    - ・適正予備力の保有
  - d 抑制回避対象
    - ・長期固定電源抑制の回避
  - e 各事業者への影響度
    - ・発電者および需要者の発電計画・操業計画・作業計画
  - f 合理性
    - ・地域間連系設備・地内流通設備、電源との停止計画の協調
    - ・溢水電力が少ない時期
    - ・同一設備を停止する作業の並列実施
  - g その他
    - ・作業停止の必要性
    - ・工期・工法などの工事内容
    - ・作業員の確保
- (2) 地域間連系線の停止にあたっては、次の各号を考慮する。
  - a 他の地域間連系線との重複停止を避ける。
  - b 地域間連系設備と連系線託送制約関連設備との重複停止を避ける。
  - c 重潮流の電源線との重複停止を避ける。
  - d 残り回線（母線）故障時に、電気供給事業者の出力抑制および需要者の需要抑制を回避または局限化するように、連系線潮流の少ない時期（電源の停止に同調するなど）を選定する。
- (3) 設備停止の調整担当箇所、計画決定箇所は、作業停止範囲および時期・期間の調整にあたって、電力系統の安定運用確保を前提とし、基本的に設備保全の確保・安全確保、供給信頼度維持、電力需給を優先する。ただし、時々の需給・系統状況や作業の緊急度等を総合的に判断し調整するため、優先順位はこれによらない場合がある。
- (4) 計画決定箇所は、設備停止の調整対象者からの要請に応じて調整プロセスなどについて説明する。
- (5) 設備停止の要求箇所は、系統運用上特に大きな影響を及ぼす設備停止については、作業実施箇所および計画決定箇所などの関係箇所と事前に検討打合せ等を行い、電力設備停止系統における保安と供給信頼度維持に万全を期す。

## Ⅶ-2 設備停止計画

### (設備停止計画手続)

- 1 設備停止の要求箇所(流通設備の保守・工事担当箇所, 発電契約者など)は, (4)項の期日までに「設備停止計画(要求)」を調整担当箇所に提出する。なお, 発電者の要求により流通設備の停止が必要になる場合には, 要求箇所の発電者が流通設備の停止も要求する。また流通設備の停止に関連して電源設備の停止が必要になる場合には, 要求箇所の流通設備の保守・工事担当箇所が電源設備の停止も要求する。

対象設備	提出先
流通設備	中央給電指令所または系統制御所
発電設備(※)	広域機関 ただし, 発電所の開閉設備停止の場合は中央給電指令所または系統制御所

※提出発電設備は当社と設備停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備とし, 原則 66kV 以上に連系する発電設備とする。

- (2) 中央給電指令所は, 以下に該当する流通設備(広域調整対象作業停止計画)停止計画を広域機関に提出する。
- ・ 187kV 以上の送電線, 母線
  - ・ 500kV と 187kV を連系する変圧器(ただし, 3 次回路の LS 以下は除く)
  - ・ 流通設備の運用容量に影響がある調相設備, 所内変圧器および起動変圧器
- (3) 中央給電指令所は, 次の各号に該当する設備停止計画については, 広域機関システム経由で計画を受領する。
- a 発電契約者が, 広域機関システムを使用して, 広域機関に提出した発電設備の設備停止計画
  - b 送電事業者, 特定送配電事業者, 発電契約者, 実同時同量の事業者(以下「設備停止計画提出者」という。)が, 広域機関システムを使用して広域機関に提出した流通設備の設備停止計画
- (4) 設備停止計画の提出期日および決定期日は次表のとおり。

計画種別	原案提出	調整案提出	最終案提出	広域機関の承認	決定
年間計画 (翌年度分を含む 2 カ年)	1 0 月末頃	1 2 月末頃	2 月中旬頃	2 月中旬頃	3 月 1 日
月間計画 (翌月分を含む 2 カ月)	毎月 1 日頃	毎月 1 0 日頃	毎月中旬頃	毎月中旬頃	毎月 2 0 日 (翌月分)
変更・追加	不定期(速やかに)				

- ・ 原案とは, 設備停止計画提出者から提出された電力設備の設備停止計画のことをいう。
- ・ 調整案とは, 原案に対して調整された設備停止計画のことをいう。
- ・ 最終案とは, 調整案に対して最終調整された設備停止計画のことをいう。
- ・ 広域機関の承認とは, 広域機関に最終案として提出された流通設備の設備停止計画に対して広域機関が承認することをいう。
- ・ 具体的な提出期日について, 広域機関が曜日回り等を考慮し, 毎年 2 月末日までに公表する。
- ・ 第 3 年度の広域連系システムの設備停止計画において, 発電制約が伴うことが想定される場合は, 作業停止期間が概ね 30 日を超える設備停止件名を, 発電計画提出者と共有し, 共有内容を広域機関に提出する。ただし, 第 3 年度から第 4 年度にわたる設備停止計画, 複数年計画の設備停止計画については, 可能な限り第 4 年度以降を含める。

b 上記以外の流通設備の設備停止

計画種別	提出	決定	広域機関の承認
年間計画 (翌年度分を含む2カ年)	12月1日	3月1日	—
月間計画 (翌月分を含む2カ月)	毎月5日	毎月20日 (翌月分)	—
変更・追加	不定期(速やかに)		

- ・要求提出期日について、当該電力設備の停止により制約を受ける発電設備がない場合は、協議の上、別途定めることができる。
- ・年間計画の翌々年度分は、5日間以上にわたるものを対象とする。
- ・66kV未満の流通設備については、年間計画1ヶ年、月間計画1ヶ月とする。

- (5) 電源設備停止計画は、調整担当箇所との調整結果に従い、発電設備の停止を要求した発電者が決定する。
- (6) 中央給電指令所は、広域連系系統の設備停止計画の調整において、発電制約が生じる場合には、制約の対象として選定した発電機および制約の対象として選定した発電機の定格容量により比率按分した発電制約量を発電計画者に通知する。  
発電制約量の通知を受けた発電計画者は、同制約により発電制約量の通知を受けた他の発電計画者との間で、中央給電指令所が指定する調整期日までに発電制約量の取引等により発電制約量を相互に調整することができる。  
中央給電指令所は、発電計画者間の調整結果の報告を受け、広域機関へ報告する。
- (7) 広域機関に提出する流通設備の設備停止の計画については、広域機関の承認後決定する。
- (8) 具体的な手続の流れは、別表6「設備停止の手続」による。

**(設備停止計画決定後の変更)**

- 2 決定された設備停止計画を変更する必要がある場合(以下「変更分」という。)、計画の変更を要求する箇所は、別表6の帳票様式4「設備停止変更連絡票」により、上記の手続に準じて処理する。  
なお、計画を翌月以降に変更する場合は、中止扱いとし、翌月以降の月間分もしくは臨時分で再要求する。
- (2) 中央給電指令所は、広域機関に提出する流通設備の設備停止変更分を受領した場合、変更理由を確認後すみやかに広域機関に連携する。

**(設備停止計画外の設備停止)**

- 3 設備停止計画外で設備を停止する必要がある発生した場合(以下「臨時分」という。)、臨時分の設備停止要求箇所は、別表6帳票様式3「設備停止実施票」により、上記の手続に準じて処理する。  
なお、設備停止実施決定箇所は、人身の安全、設備保全上緊急を要すると判断した場合は、手続きを省略することができる。
- (2) 中央給電指令所は、広域機関に提出する流通設備の設備停止臨時分を受領した場合、理由を確認後すみやかに広域機関に連携する。

**Ⅶ-3 設備停止の実施**

**(設備停止の実施決定箇所)**

- 1 設備停止の実施は原則として計画決定箇所が決定する。

**(設備停止の実施決定)**

- 2 設備停止の実施決定箇所は、設備停止の計画決定に基づいて、原則として当該設備の停止日の3日前までに当該設備停止の実施を決定する。

### (設備停止の作業前 (3 日前) 打合せ)

- 3 設備停止の実施決定箇所は、原則として当該設備の停止日の 3 日前までに設備停止の要求箇所、協議箇所、電気所運転担当箇所および作業実施箇所など設備停止に係る箇所と次の各号のうち必要事項を打合せる。
- a 給電指令および連絡の責任者氏名
  - b 停止の場所および区間
  - c 作業の種類、内容および区間
  - d 甲種接地の取付け場所
  - e 操作時および作業中の運転制御形態と操作区分
  - f 操作手順
  - g 停止および作業の開始と終了の予定時刻
  - h 6 項「設備停止の中止」に基づく必要な条件
  - i その他必要事項
- (2) 活線および活線近接作業実施箇所は、自動再送電および再閉路の停止が必要な作業について、作業実施 3 日前までに中央給電指令所または系統制御所と必要事項を協議する。  
中央給電指令所および系統制御所は、作業実施 3 日前までに関係箇所と故障時再送電方法などについて確認する。

### (作業前打合せの責任者)

- 4 設備停止の作業前打合せにおける当社側の責任者は、次による。
- a 「中給分」は、中央給電指令所の当直長
  - b 「系制分」は、系統制御所の当直長
  - c 「電力分」は、変電センター長（県都以外は変電課長）または変電センター長（変電課長）が事前に指名した者

### (設備停止の実施)

- 5 設備停止実施決定箇所は、設備停止実施決定した電力設備について、作業実施の連絡を受けた後、給電指令により実施する。
- (2) 作業実施の連絡は、当該設備の作業実施箇所の責任者が中央給電指令所または電気所運転担当箇所の当直長へ連絡する。
- (3) 中央給電指令所は、地域間連系線の運用容量に影響を与える流通設備の停止、または当社による調整により発電設備の停止計画と整合性が確保されなかった流通設備の設備停止の開始時刻および終了時刻を広域機関に連絡する。

### (設備停止の中止)

- 6 設備停止実施決定箇所は、電力設備を停止する場合、発雷、強風、大雨などの気象状況に留意し、電力系統に故障が発生するおそれがあり、当該設備停止の実施により系統運用に著しい支障があると判断される場合は、設備停止作業を延期させるなどの適切な処置をとる。
- (2) 設備停止実施決定箇所は、既に実施中の設備停止についても前項に準じて、必要がある場合は作業を中止させるなどの適切な処置をとる。
- (3) 中央給電指令所は、地域間連系線の運用容量に影響を与える流通設備の停止、または当社による調整により発電設備の停止計画と整合性が確保されなかった流通設備の設備停止を中止する場合あるいは開始を見合わせる場合は、その旨を広域機関に連絡する。

### (設備停止前後の系統操作および連絡)

- 7 中央給電指令所および系統制御所は、設備停止を実施する場合には、これに必要な系統操作を指令し、操作が終了したのち、必要に応じて系統操作に係る箇所に系統操作が終了したことを連絡する。
- (2) 中央給電指令所および系統制御所は、作業終了の報告を受けた場合は、事前の状態に復するため操作に支障のないことを確認のうえ、必要な系統操作を指令し、操作結果を必要に応じて系統操作に係る箇所に連絡する。

### (活線または活線近接作業時の処置)

- 8 電気所運転担当箇所は、活線または活線近接作業のため、自動再送電および再閉路停止の連絡を受けた送電線に対しては、保護継電装置の再閉路機能および自動復旧装置を「不使用」とし、当該送電線が自断した場合には、活線および活線近接作業実施箇所と協議した後、再送電を行う。